

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

税務課

【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

令和6年5月17日 岡山県公報 号外

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第八十二号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。
（申請書の提出期限の特例）

2 新条例第二条の規定の適用を受けようとする者（令和六年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「遡及適用期間」という。）に同条第一項に規定する整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた者に限る。）で、遡及適用期間に新条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものであるについては、その者の新条例第二条第三項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

3 新条例第三条の規定の適用を受けようとする者（遡及適用期間に整備計画の認定を受けた者に限る。）で、遡及適用期間に特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得したものであるについては、その者の同条第二項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

(解説)

◎ 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、事業税の課税免除等の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を延長したものである。